公益財団法人　松浦芸術文化財団

現代芸術家助成制度
令和５年度募集要項

本助成の趣旨 ―――

この法人が制定する「現代芸術家助成制度」に基づき、現代アートの制作を行う現代芸術家を助成支援することにより、現代芸術の振興に寄与しようとするものです。

本助成の特色 ―――

・応募案件に係る知的財産権についてこの法人は関与いたしません。

・助成対象者の進路等についてこの法人は関与いたしません。

・他の助成を受けている場合でも応募いただけます。

1.　応募資格

以下の(1)～(4)のすべてに該当すること。

(1) 現代アートの制作を行う者であること※1

(2) 現代アートの制作経験を３年以上有すること

(3) 応募締切日時点で年齢35才以下であること※2

(4) 活動状況及び成果について適正に報告できること

※１　個人・グループ・団体の別を問いません

※２　グループ・団体の場合は、代表者の年齢とします

2.　対象となる活動

現代アートの制作

3.　対象となる活動期間

令和５年12月１日より令和６年11月30日までの期間に開始し完了する活動

※活動期間が複数年に渡る長期的な活動については、活動を１年ごとに区切っていただくことで複数回の申請が可能です。ただし、連続しての助成は３回を上限とします。

4. 募集期間

令和 5 年 8 月 1 日～令和 5 年 9 月 29 日

5. 助成金額

100 万円まで

6. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません。

7. 応募手続

（1）応募書類

① 助成申請書（所定の様式を用いて作成したもの）

② 履歴書（顔写真貼付、様式自由）

※①の様式はホームページからダウンロードしてください

※②はグループ・団体の場合は代表者の履歴書を添付してください

（2）応募方法

応募書類を CD-R 又は DVD-R に PDF で記録し、この法人宛に郵送してください。

※書類の種類ごとにファイル名を付け、見やすいように整理してください

※ディスクケースに応募者の氏名又は名称を記載したラベルを貼付してください

※直接の持参は受け付けておりません

※応募締切は令和 5 年 9 月 29 日必着とさせていただきます

（3）応募・問い合わせ先

公益財団法人松浦芸術文化財団 事務局 助成事業係

〒105-6308

東京都港区虎ノ門 1 丁目 23 番 1 号 虎ノ門ヒルズ森タワー 8 階

TEL ：03-6161-6000

FAX ：03-6161-6001

Mail：contact@matsuura-foundation.org

URL ：https://matsuura-foundation.org/

8. 選考及び採択の決定

この法人に設置する選考委員会が選考し、理事会が採択を決定します。

・選考結果は採否に関わらず令和 5 年 11 月下旬に応募者に書面で通知します。

・選考の経過及び決定の理由についてはお答えいたしません。

・応募書類に重要な不備が認められる場合は選考の対象外とします。

・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

9. 助成金の支給

令和 5 年 11 月下旬に指定口座への振込払いとします。

10. 助成対象者の義務

助成対象者となった方には、活動終了後 1 か月以内に、完了報告書（所定の様式を用いて作成したもの）を提出いただきます。また、活動状況の確認を求められた際は、すみやかに応じていただく必要があります。

11. 届出

助成対象者が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出ていただく必要があります。

一　活動計画を中止又は変更しようとするとき

二　助成金を必要としない事由が生じたとき

三　氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

12. 支給決定の取消、支給の中止、助成金の返還

助成対象者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の支給決定の取り消し、支給の中止、又は助成金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

一　活動計画の中止又は著しい変更があるとき

二　助成金を必要としない事由が生じたとき

三　応募書類等の提出書類に虚偽・不正があるとき

四　助成対象者の義務を怠ったとき

五　その他、助成対象者として適当でない事実があるとき